

事業名	事故時に備えた環境保全に係る体制の整備と事故時における適切な対応の実施
上位施策名	海洋環境の保全
1 事業の概要	<p>油汚染事故の防止及び事故が起こった際の迅速な対応を確保するため、油汚染事故の発生に備えた国家緊急時計画（平成9年閣議決定）に基づき連絡体制の整備等事前の体制を整えているほか、以下の事業を行っている。</p> <p>油汚染対策推進 油汚染事故が発生した場合の沿岸環境への影響の事前評価及びそれらの情報の地方公共団体等への提供 地方公共団体職員等に対する事故発生時の対応に必要な知識や技術に関する研修 油処理剤、油ゲル化剤が使用される場合の環境影響等についての基礎調査 我が国へのタンカールート of 沿岸諸国に対する事故発生時の対応に必要な知識や技術に関する研修</p> <p>有害物質流出事故に係る環境影響評価手法検討 船舶により輸送される化学物質等の流出事故への対応等を内容とする国際条約（OPRC-HNS 議定書：平成12年3月採択）に基づき、有害液体物質等（約700物質）の性状や毒性等の特性を評価。</p>
2 進捗状況	<p>油汚染対策推進 事故時の体制整備に関して国家緊急時計画に定められた以下の事項について、毎年度、着実に事業が進められている。 国家緊急時計画に定められた事故時の体制については、省庁再編に伴い、最新のものに更新された。 油等流出事故の際の環境影響調査等については、統一した指針を国が示し、これに基づき、長崎県、山口県を除く全国の沿岸環境脆弱情報図を記録したCD-ROM約100枚を作成し、各地方公共団体等に対して配布し、事故の発生に備えている。 各地方公共団体職員等に対して、毎年1回～2回、事故発生時の対処方法等についての研修を行っており1回あたり20人～40人の参加者がある。 油処理剤の環境影響に関する調査の結果を環境影響評価ガイダンス等としてまとめ関係者に配布。 東南アジア各国において平成8年から毎年1回、油事故発生際の対応方法に関するセミナーを開催しており、毎回約10～20名程度の人員が参加。</p> <p>有害物質流出事故に係る環境影響評価手法検討 液体化学物質の流出事故発生に備え、国内で輸送される機会が多い物質から優先的に年間5物質ずつの性状等を調査しており、現在までに民間における調査等とも併せて、200物質程度の性状等の情報を収集評価。</p>

<p>3 評価</p>	<p>油汚染対策推進</p> <p>地方公共団体における油汚染事故時の対応体制の整備、対応能力の向上等については、研修を受講した者の所属する地方公共団体においては着実に向上しつつあると評価。</p> <p>沿岸脆弱図については、ほぼその作成を終了している。今後は、定期的に沿岸脆弱性情報の更新を図る必要がある。</p> <p>地方公共団体においては人事異動等により担当者が変わることから、今後とも引き続き研修事業を実施することにより油事故時の対応能力を維持・向上していく必要がある。</p> <p>我が国へのタンカールートの沿岸諸国に対する研修は、毎年開催され、被研修国ではそれなりの評価を得ているものの、一過性になる恐れがあり、その効果に関する評価手法の確立が必要である</p> <p>有害物質流出事故に係る環境影響評価手法検討 引き続き、残された有害液体物質等（約 500 物質）の性状や毒性等の特性を評価する必要がある。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・油汚染対策推進費 ・油処理剤等環境影響評価調査研究費 ・有害物質流出事故に係る環境影響評価手法検討調査 ・油汚染対策国際協力費
<p>5 対応副施策等</p>	